

特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか

情報公開規程

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか(以下「法人」という。)が、特定非営利活動促進法第28条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 法人の情報公開に関する事務は、法人事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第3条 法人の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、法人事務局に常時備え置き閲覧に供するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 認定書の写し
- (3) 登記に関する書類の写し
- (4) 役員名簿
- (5) 事業報告書
- (6) 計算書類
 - 収支計算書
 - 正味財産増減計算書
 - 貸借対照表
 - 財産目録

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 法人の公開する情報の閲覧場所は、法人定款第2条に規定する従たる事務所とする。

2 閲覧の日は法人休日以外の日とし、閲覧時間は午前9時から午後5時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 前条により法人の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、別に定める「情報公開申出書」(別紙様式1)に必要事項を記入し提出を受ける。

2 第3条第1項に掲げる資料以外について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 閲覧については無料とする。

4 交付資料のコピー及び郵送にあたっては、実費を徴収することとする

附 則

この規程は、法人設立の登記の日から施行する。

別紙様式 1 (第 5 条関係)

情報公開申出書

年 月 日

特定非営利活動法人
総合型地域スポーツクラブ
ハピスカとよさか 理事長 様

申出者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

郵便番号 -

住 所

氏 名

連絡先電話番号 - -

特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか情報公開規程第 5 条第 1 項により、次のとおり情報の公開を申し出ます。

目 的	
公開方法の区分	文書の閲覧 文書の写しの交付 (郵送での交付)
対 象 資 料	定款 認定書 登記に関する書類 役員名簿 事業報告書 収支計算書 貸借対照表 財産目録

注：コピー及び郵送については有料 (実費) です。